

## 前回会議（H28.07.19）以降の主な取組み

- H28.05.23 亀岡市総合教育会議①
- H28.06.02 亀岡市学校規模適正化地域別推進協議会①
- H28.06.23 別院中学校ブロック協議会①
- H28.07.01 西別院小学校「PTA 説明会」
- H28.07.13 東別院小学校「PTA 説明会」
- H28.07.19 別院中学校ブロック協議会②

- H28.07.29 別院中学校「PTA 説明会」
- H28.08.20 西別院町自治会「役員説明会」
- H28.09.01 亀岡市学校規模適正化地域別推進協議会②

亀岡市議会（H28年9月）定例会 9/5~9/29

- H28.10.29 亀岡市総合教育会議②

亀岡市議会（H28年12月）定例会 12/5~12/22

- H29.01.17 東・西別院町「住民説明会」
- H29.01.19 亀岡市学校規模適正化地域別推進協議会③
- H29.02.12 東別院町「地区住民説明会」
- H29.02.20 学校公開「南桑中学校」
- H29.02.21 亀岡市総合教育会議③

亀岡市議会（H29年3月）定例会 2/27~3/27

- H29.03.24 別院中学校ブロック協議会③

別院中学校ブロック学校規模適正化実施計画（案）年度別計画

		別院中学校	東別院小学校	西別院小学校
短期的取組	H28	協議・調整 (準備)	協議・調整	
	H29		判断・検討	
	H30			
中期的取組	H31	南桑中学校 に編入	特認校制度 を導入	特認校制度 を導入
	H32			
	H33			
長期的取組	H34 以降			

# 亀岡市立学校小規模特認校について

## 1. 小規模特認校制度の趣旨と目的

少人数で特徴を生かし、地域に根ざした特色ある教育を推進している小規模な学校（小規模特認校）に通学し、心身の成長、確かな学び、豊かな人間性を育みたいという保護者の希望がある場合、一定の条件のもと、校区外から通学することを認める制度です。

本市においては、東別院小学校と西別院小学校に特認校制度を導入することにより、複式学級の解消など学校の活性化が図れるよう取り組んでいるところです。

## 2. 主な特色ある教育活動

- ・東別院小学校…コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

学校運営協議会を設置し学校運営を行う学校のことで、学校に設置された協議会には地域住民の方などに委員として参画いただき、良きパートナーとして、児童や学校の抱える課題解決の手助けや、未来を担う子供たちの成長のための支援などについて包括的に検討いただくもので、学校・家庭・地域が一体となって、より良い教育の実現を目指すものです。

- ・西別院小学校…起業体験活動推進事業（キャリア教育推進事業）

児童一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、学校と地域・事業者との連携を深め、小学校からの起業体験活動など、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進し、児童にこれからの社会に求められる資質・能力を養うものです。

具体的には、模擬会社の設立や企業等と連携した新商品の開発等の体験型学習を行うものです。西別院小学校では、平成26年度からキャリア教育の一環として、起業体験活動に取り組んでいます。

## 3. 就学の条件

小規模特認校へ転入学するには、次の項目すべてを満たしていることが条件

- (1) 保護者及び就学予定者、児童が亀岡市内に住所を有していること。若しくは就学までに転入する見込みがあること。
- (2) 通学する小規模特認校の教育活動、PTA活動等に賛同し、協力すること。
- (3) 保護者の負担及び責任において通学させること。ただし、スクールバスを利用する場合は、亀岡市教育委員会で定めた取り決めに従うこと。
- (4) 原則として卒業するまで就学すること。

## 4. 小規模特認校転入学許可人数

学校説明会・見学会開催後に申請書提出、校長面接実施、市教委にて就学の可否を審査

- ・亀岡市立東別院小学校 新6年生 女子2人  
                                新4年生 女子1人
- ・亀岡市立西別院小学校 新1年生 男子1人  
                                計 4人